

申請書名：麻薬取扱者業務（研究）廃止届

概要	有効期限内に麻薬に関する業務を廃止したとき、15日以内に届出るものです。（免許満了日において引続き免許申請を行わない場合も含む。）
届出書以外に必要な書類	現在お持ちの麻薬免許証
手数料	不要
受付窓口	各総合支庁保健福祉環境部保健企画課医薬事担当（各保健所） TEL 村山保健所 023-627-1248 最上保健所 0233-29-1257 置賜保健所 0238-22-3872 庄内保健所 0235-66-4738
備考	麻薬営業所の廃止や麻薬診療施設の閉鎖の場合、他に「免許失効による麻薬所有量届」が必要になります。 また、現に麻薬を所有する場合は、 「麻薬譲渡届」（麻薬を譲り渡す場合）又は 「麻薬廃棄届」（麻薬を廃棄する場合）の提出が必要です。